

少量核燃料物質の規制の考え方について

平成 16 年 10 月 15 日
原子力安全課

1. 概要

核燃料物質等の使用に関しては、現在「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」で天然ウラン及び劣化ウランは 300g を超えるもの、トリウムは 900 g を超えるものを対象として規制されているが、「BSS 規制免除レベルを超える核燃料物質等の使用については、関係省庁において放射線安全確保の観点から検討することが必要である。」と原子力安全委員会（平成 15 年 3 月 31 日第 21 回定例会議）で結論付けられている。よって、核燃料物質の使用規制に国際免除レベルを取り入れるため検討を行う。

国際的に免除レベルが検討された核種としては IAEA 国際基本安全基準（Basic Safety Standards）の一環として、「電離放射線に対する防護と放射線源の安全のための国際基本安全基準」（以下「BSS」という。）の 295 核種と英国放射線防護庁（NRPB）が 1999 年に刊行した免除レベルに関する報告書（以下「NRPB - R306」という。）の 765 核種があり、2002 年 10 月に放射線審議会基本部会が国内法令への取り入れについて検討を行い、両者とも妥当であるとの結論を出している。（以下 BSS の 295 核種と BSS に示されていない核種については NRPB-R306 に示されている免除レベルを用いて 765 核種を「国際免除レベル」という。）

検討にあたっては新たに規制の対象となる者の現状を考慮し、適切な規制を行う必要がある。

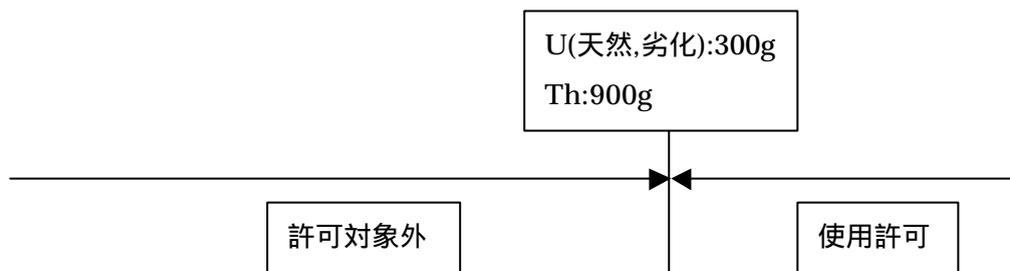
2. 国際免除レベルを取り入れた場合に新たに規制対象となる範囲

- ・ 1g を超え 300g 以下の天然ウラン及び劣化ウラン
- ・ 3g を超え 900g 以下のトリウム

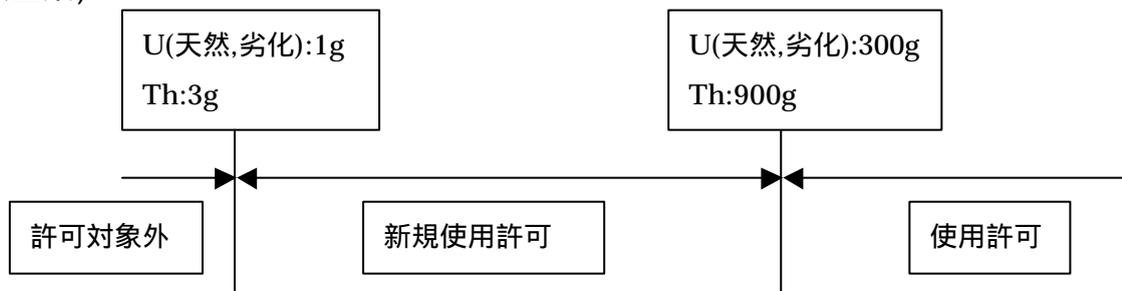
* 国際免除レベルから各核種の比放射能を用いて重量を求めると天然ウラン及び劣化ウランは $0.8\text{g}(1 \times 10^4\text{Bq})$ 、トリウムで $2.5\text{g}(1 \times 10^4\text{Bq})$ となる。国際免除レベルは算出された結果から $3 \times 10^x \sim 3 \times 10^{x+1}$ までの値を 10^{x+1} と端数処理を行っており、天然ウラン及び劣化ウラン 1g をウラン 238 の比放射能を用いて計算すれば $1.2 \times 10^4\text{Bq}$ 、トリウム 3g をトリウム 232 の比放射能を用いて計算すれば $1.2 \times 10^4\text{Bq}$ となり、端数処理を行えば $1 \times 10^4\text{Bq}$ となる。

また、法令に基づく国際規制物資（核燃料物質）としての計量管理報告では、1g 未満は四捨五入としグラム単位で報告を求めており、1g 未満の数字を用いることは合理的でないことから、天然ウラン及び劣化ウランは 1g、トリウムは 3g の値を規制値とした。

(現状)



(改正案)



3. 規制の考え方

新たな規制の対象は、現在、国際規制物資の使用許可者であり、核燃料物質の計量管理が実施されているが、核燃料物質の使用に係わる技術上の基準等は適用されていない。よって、技術上の基準の適用の範囲について検討するにあたっては、BSS免除レベル算出シナリオによる評価を参考とした。

BSS免除レベル算出シナリオ(表 - 1 参照)による放射能の算出は、

- 作業場所における通常シナリオ
- 作業場所における事故シナリオ(飛散)
- 作業場所における事故シナリオ(火災)
- 処分場での公衆被ばくシナリオ

で、それぞれのシナリオの被ばく経路について同一の利用者又は公衆に対して発生すると想定される被ばく経路について合算を行い、その結果のなかで一番厳しい値を国際免除レベルとして採用している。現在の国際免除レベルは、処分場での公衆被ばくシナリオにより算出された値を採用している。

このシナリオの中で 処分場での公衆被ばくシナリオについては、使用場所の特定、工場又は事業所内での使用後の核燃料物質等は保管廃棄されることとすれば、核燃料物質等が処分場などに直接排出されることはなく、このシナリオを除いた他のシナリオで評価することができる。

2002年10月の放射線審議会基本部会で国際免除レベルの妥当性を検討した際に、パラメータ、被ばくシナリオの一部を我が国の事情を考慮して放射線審議会基本部会のワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)で試算した結果を参考にすれば、このシナリオによれば、天然ウラン及び劣化ウランでは81gで年間 $10\mu\text{Sv}$ であるので300gであれば年間約 $40\mu\text{Sv}$ と推定される。また、3g以上900g未満のトリウムでは、トリウム-232の試算をワーキンググループでは行っていないため、ワーキンググループでの試算結果があり、放射平衡を全て考慮してい

る天然トリウムで計算すれば、25g で年間 10 μ Sv であるので 900g では年間約 400 μ Sv と推定できる。よって、～ のシナリオによれば、使用者の被ばくは、一般公衆の被ばく限度である年間 1mSv を下回ると考えられる。(表 - 2 参照)

その上で、現行の核燃料物質使用規則(以下「燃料使用規則」という。)の技術上の基準の一部を適用し、核燃料物質の施設外への排出を管理することで一般公衆の安全を確保することが可能と考える。

国際規制物資使用者の内、今回の規制の対象となる者(約 1,100 事業所でウラン約 1400 施設、トリウム約 300 施設)の実態は、密封(保管のみ)(ウラン使用者で約 5%、トリウム使用者約 20%)での使用、粉末を溶液に溶かして非密封(電子顕微鏡染色、分析等)で使用する場合等が多く(ウラン使用者で約 90%、トリウム使用者約 65%)なっている。(図 - 1、2 参照)

以下の～ は、核燃料物質を施設外部へ排出しないようにすることとで、技術上の基準の適用について検討した結果である。～ に基づき、技術上の基準を適用した検討結果の案を別紙 - 1 に示す。

使用者の被ばく量は、使用者の年間 1 mSv 以下と想定されるため、使用の場所として線量及び空気中濃度からは、管理区域を設定する必要はない。ただし、使用者は、使用場所、貯蔵場所の特定を行う。

使用者の被ばく量が年間 1 mSv 以下と想定されるため、周辺監視区域を必要としない。

気体廃棄物の廃棄施設は、通常の建屋換気での BSS 免除レベル算出シナリオで使用者において 1 mSv を超えないので必要としない。

現状の国際規制物資使用者の使用状況から、核燃料物質の使用に伴う液体、固体廃棄物の廃棄は保管廃棄とする。(ただし、排水施設等の施設設備を設置して、処理等を行う場合は、該当する技術上の基準等を適用する。)

核燃料物質の貯蔵は貯蔵施設で行い、施錠管理を行う。

技術上の基準の遵守のため、安全教育を行う。

4 . 今後の進め方

適用するにあたっては、炉規法施行令 第 15 条(使用の許可を要しない核燃料物質の種類及び数量)の改正を行う必要がある。

燃料使用規則 第 3 条(使用の技術上の基準)、第 3 条の 2(貯蔵の技術上の基準)、第 4 条(工場又は事業所内の廃棄の技術上の基準)について適用する範囲を限定する。

規制の適用にあたって国は、新たな規制の対象となる者に対して、規制の内容についての説明を、ガイドライン(使用する場所に関する注意事項、廃棄物の取扱い、粉体としてのウラン、トリウムの取扱い、安全教育等)を用いて十分行う必要があると考える。

移行期間については、施設対応を行う必要がある使用者も考えられることから 2 年程度を予定している。

以上

表 - 1 BSS 免除レベル算出シナリオ

計算対象	シナリオ名	合算した被ばく経路
放射能濃度	作業場所における通常シナリオ	A1.1 線源取扱いによる外部被ばく A1.2 1m ³ 線源からの外部被ばく A1.3 気体容器からの外部被ばく A1.4 ダストの吸入摂取 A1.5 汚染した手からの経口摂取
	処分場での公衆被ばくシナリオ	A3.1 処分場からの外部被ばく A3.2 処分場からのダストの吸入摂取 A3.3 処分場での経口摂取
放射能	作業場所における通常シナリオ	B1.1 点線源からの外部被ばく B1.2 線源取扱による外部被ばく
	作業場所における事故シナリオ (飛散)	B2.1 汚染した手からの外部被ばく B2.2 汚染した顔からの外部被ばく B2.3 汚染した床面からの外部被ばく B2.4 汚染した手からの経口摂取 B2.5 再浮遊放射能の吸入摂取 B2.6 エアロゾル、ダスト雲からの外部被ばく
	作業場所における事故シナリオ (火災)	B2.7 皮膚の汚染 B2.8 ダスト、揮発性物質の吸入摂取 B2.9 燃焼生成物からの外部被ばく
	処分場での公衆被ばくシナリオ (廃棄物を管理することで免除するシナリオ)	B3.1 処分場からの外部被ばく B3.2 処分場からのダスト吸入摂取 B3.3 処分場の物の取扱いによる皮膚の被ばく B3.4 処分場での経口摂取

表 - 2 BSS 免除レベル算出シナリオを用いたレベル等の算出

核種 計算条件	U - 238 +	U - 238N	Th - 232	Th - nat
BSS 規制免除レベル算出シナリオ(被ばく量：10 μ Sv/y) (放射能は処分場の公衆被ばくシナリオ B3.1 ~ B3.4 の算出値)	10,000Bq [0.8g]	1,000Bq [0.08g]	10,000Bq [2.5g]	1,000Bq [0.25g]
廃棄物を保管管理し、BSS 規制免除レベル算出シナリオから処分場での公衆被ばくシナリオ(B3.1 ~ B3.4)を考慮しない場合のレベル(被ばく量：10 μ Sv/y) (放射能は作業場所における通常シナリオ B1.1 ~ B1.2 の算出値)〔放射線審議会報告書「規制免除について」における確認計算結果の値を使用〕	1,000,000Bq (8.76×10^5 Bq) [81g]	100,000Bq (1.32×10^5 Bq) [8.1g]	(確認計算を実施していないためデータなし。)	100,000Bq (2.11×10^5 Bq) [24.6g]
廃棄物を保管管理し、ウラン:300g、トリウム：900gを使用した場合の年間被ばく量(放射能は作業場所における通常シナリオ B1.1 ~ B1.2 の算出値を参考に算出)〔放射線審議会報告書「規制免除について」における確認計算結果の値を使用〕	300g 使用した場合 37 μ Sv/y	300g 使用した場合 370 μ Sv/y	(確認計算を実施していないためデータなし。)	900g 使用した場合 366 μ Sv/y

ウラン及びトリウムの使用目的

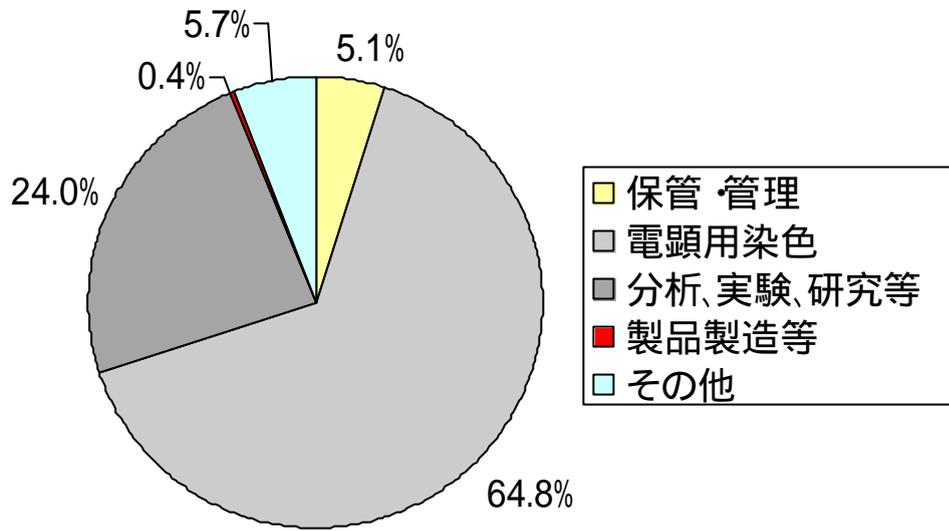


図 - 1 ウランの使用目的

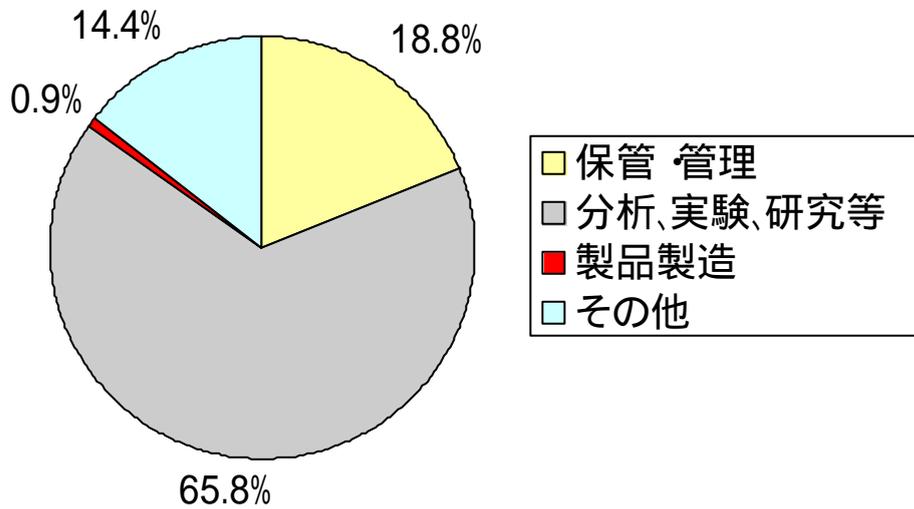


図 - 2 トリウムの使用目的

第3条 法第57条第1項に規定する使用の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、使用者で文部科学大臣の定めるものについては、第3号、第7号から第10号まで及び第12号の規定は、適用しない。

条 項	条 文	密封(保 管のみ) で取り扱 う場合の 適用案	非密封で 取り扱う 場合の適 用案	理 由
1	核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。			核燃料物質の使用場所を特定することにより、不特定多数への影響を防止するため適用する。
2	使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示すること。			注意事項を掲示することにより、核燃料物質の安全な使用を行わせるため適用する。
3	核燃料物質を使用する場合は、作業衣等を着用して作業し、かつ、これらの作業衣等は、使用施設外において着用しないこと。	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
4	管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。	×	×	〃
	イ 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。	×	×	〃
	ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。	×	×	〃
八	床、壁その他の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が文部科学大臣の定める表面密度限度を超えないようにすること。	×	×	〃
	二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が八の表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。	×	×	〃
5	周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。	×	×	〃
	イ 人の居住を禁止すること。	×	×	〃
	ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかでない場合は、この限りでない。	×	×	〃

条 項	条 文	密封(保 管のみ) で取り扱 う場合の 適用案	非密封で 取り扱う 場合の適 用案	理 由
6	放射線業務従事者の線量等については、次の措置を講ずること。	×	×	〃
イ	放射線業務従事者の線量が文部科学大臣の定める線量限度を超えないようにすること。	×	×	〃
ロ	放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が文部科学大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。	×	×	〃
7	管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。	×	×	〃
8	放射線業務従事者の線量当量の測定は、次に定めるところにより行うこと。	×	×	〃
イ	外部放射線に被ばくすることによる線量当量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこの値を算出することとする。	×	×	〃
ロ	イの測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。	×	×	〃
ハ	人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量当量の測定は、文部科学大臣の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。	×	×	〃
9	放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定は、放射性物質によって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び人体に着用している物の表面であって放射性物質によって汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することができる。	×	×	〃
10	前号の測定は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所において、当該場所から人が退出するときに行うこと。	×	×	〃
11	核燃料物質の使用は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれのないように行うこと。	×	×	〃
12	換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。	×	×	〃

(貯蔵の技術上の基準)

第3条の2 法第57条第1項に規定する貯蔵の技術上の基準については、前条第4号から第12号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。
 ただし、使用者で文部科学大臣の定めるものについては、第3号並びに準用された同条第7号から第10号まで及び第12号の規定は、適用しない。

条 項	条 文	密封(保 管のみ) で取り扱 う場合の 適用案	非密封で 取り扱う 場合の適 用案	理 由
1	核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。			核燃料物質の貯蔵を行うことから適用する。
2	貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。			貯蔵施設を設置することから適用する。
3	貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。			”
4	六ふっ化ウランの貯蔵は、六ふっ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。			六ふっ化ウランの貯蔵の可能性があることから適用する。
5	プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。	×	×	プルトニウム及びその化合物は該当しない。

(工場又は事業所内の廃棄の技術上の基準)

第4条 法第58条(法第66条第2項において準用する場合を含む。)に規定する廃棄の技術上の基準については、第3条第4号から第10号まで及び第12号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

条 項	条 文	密封(保管のみ)で取り扱う場合の適用案	非密封で取り扱う場合の適用案	理 由
1	放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
2	放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。	×	×	〃
3	気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。	×	×	〃
イ	排気施設によって排出すること。	×	×	〃
ロ	放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。	×	×	〃
4	前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によって排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が文部科学大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。	×	×	〃
5	第3号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。	×	×	崩壊熱は発生しないため適用しない。
6	液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。	×		非密封での使用に伴い発生する廃棄物の管理を求め、処分場等へ排出されないようにするため適用する。
イ	排水施設によって排出すること。	×	×	非密封での使用に伴い発生する廃棄物は保管廃棄とするため適用しない。設備対応する場合は適用する。
ロ	放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。	×	×	〃
ハ	容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。	×		非密封での使用に伴い発生する廃棄物の管理を求め、処分場等へ排出されないようにするため適用する。
ニ	放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。	×	×	非密封での使用に伴い発生する廃棄物は保管廃棄とするため適用しない。設備対応する場合は適用する。
ホ	放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。	×	×	〃

条 項	条 文	密封(保 管のみ) で取り扱 う場合の 適用案	非密封で 取り扱う 場合の適 用案	理 由
7	前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が文部科学大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。	×	×	非密封での使用に伴い発生する廃棄物は保管廃棄とするため適用しない。設備対応する場合は適用する。
8	第6号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。	×	×	崩壊熱は発生しないため適用しない。
9	第6号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。	×		非密封での使用に伴い発生する廃棄物の管理を求め、処分場等へ排出されないようにするため適用する。
	イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。	×		〃
	ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。	×		〃
	ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。	×		〃
10	第6号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。	×		〃
11	第6号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
	イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
	ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
	ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第2条の11の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
	二 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。

条 項	条 文	密封(保管のみ)で取り扱う場合の適用案	非密封で取り扱う場合の適用案	理 由
12	固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。	×		〃
イ	放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。	×	×	非密封での使用に伴い発生する廃棄物は保管廃棄とするため適用しない。設備対応する場合は適用する。
ロ	容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。	×		非密封での使用に伴い発生する廃棄物の管理を求め、処分場等へ排出されないようにするため適用する。
ハ	ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。	×		〃
13	第9号、第10号及び第11号(同号イを除く。)の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。	×		〃
14	第11号ロ及びニの規定は、第12号ハの方法による廃棄について準用する。	×		〃

(記録)

第2条 法第56条の2の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間	密封(保管のみ)で取り扱う場合の適用案	非密封で取り扱う場合の適用案	理由
1 施設検査の記録 法第五十五条の二第一項の規定による検査の結果	検査のつど	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	×	×	施設検査が必要のない核燃料物質の種類及び量であるため適用しない。
2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率(令第16条の2各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)	毎日作業中1回	5年間	×	×	施設検査が必要のない核燃料物質の種類及び量であるため適用しない。
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水のつど(連続して排気又は排水する場合は連続して)	5年間	×	×	非密封での使用に伴い発生する廃棄物は保管廃棄とするため適用しない。設備対応する場合は適用する。
ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イに規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1月間(令第16条の2各号に掲げる核燃料物質を使用する場合にあっては1週間)についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎月1回(令第16条の2各号に掲げる核燃料物質を使用する場合にあっては毎週1回)	5年間	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間	密封(保管のみ)で取り扱う場合の適用案	非密封で取り扱う場合の適用案	理由
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごと	第5項に定める期間	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む文部科学大臣が定める五年間の線量	文部科学大臣が定める5年間において毎年度1回(上欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	第5項に定める期間	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び文部科学大臣が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	第5項に定める期間	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	1年間	×	×	シナリオの評価の結果、外部被ばく及び汚染についても被ばく量が1mSv/yを下回るため適用しない。
チ 廃棄施設に廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時, 場所及び方法	廃棄のつど	使用の廃止までの期間	×		非密封での使用に伴い発生する廃棄物の管理を求め、処分場等へ排出されないようにするため適用する。

記録事項	記録すべき場合	保存期間	密封(保管のみ)で取り扱う場合の適用案	非密封で取り扱う場合の適用案	理由
リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化のつど	使用の廃止までの期間	×		非密封での使用に伴い発生する廃棄物の管理を求め、処分場等へ排出されないようにするため適用する。
3 保守記録 イ 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(令第16条の2各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)	毎日1回	1年間	×	×	施設検査が必要のない核燃料物質の種類及び量であるため適用しない。
ロ 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名(令第16条の2各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)	修理のつど	1年間	×	×	施設検査が必要のない核燃料物質の種類及び量であるため適用しない。
ハ 使用施設等の定期的な自主検査の結果(令第16条の2各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)	検査のつど	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	×	×	施設検査が必要のない核燃料物質の種類及び量であるため適用しない。
4 使用施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時	そのつど	使用の廃止までの期間			事故の記録を保存するため適用する。
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	そのつど	使用の廃止までの期間			事故の記録を保存するため適用する。
ハ 事故の原因	そのつど	使用の廃止までの期間			事故の記録を保存するため適用する。
ニ 事故後の処置	そのつど	使用の廃止までの期間			事故の記録を保存するため適用する。
5 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定のつど	3年間			安全教育を求めるため適用する。
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施のつど	3年間			安全教育を求めるため適用する。
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施のつど	3年間			安全教育を求めるため適用する。
6 品質保証計画(令第16条の2各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)	策定及び改定のつど	次の改定の後3年間	×	×	施設検査が必要のない核燃料物質の種類及び量であるため適用しない。